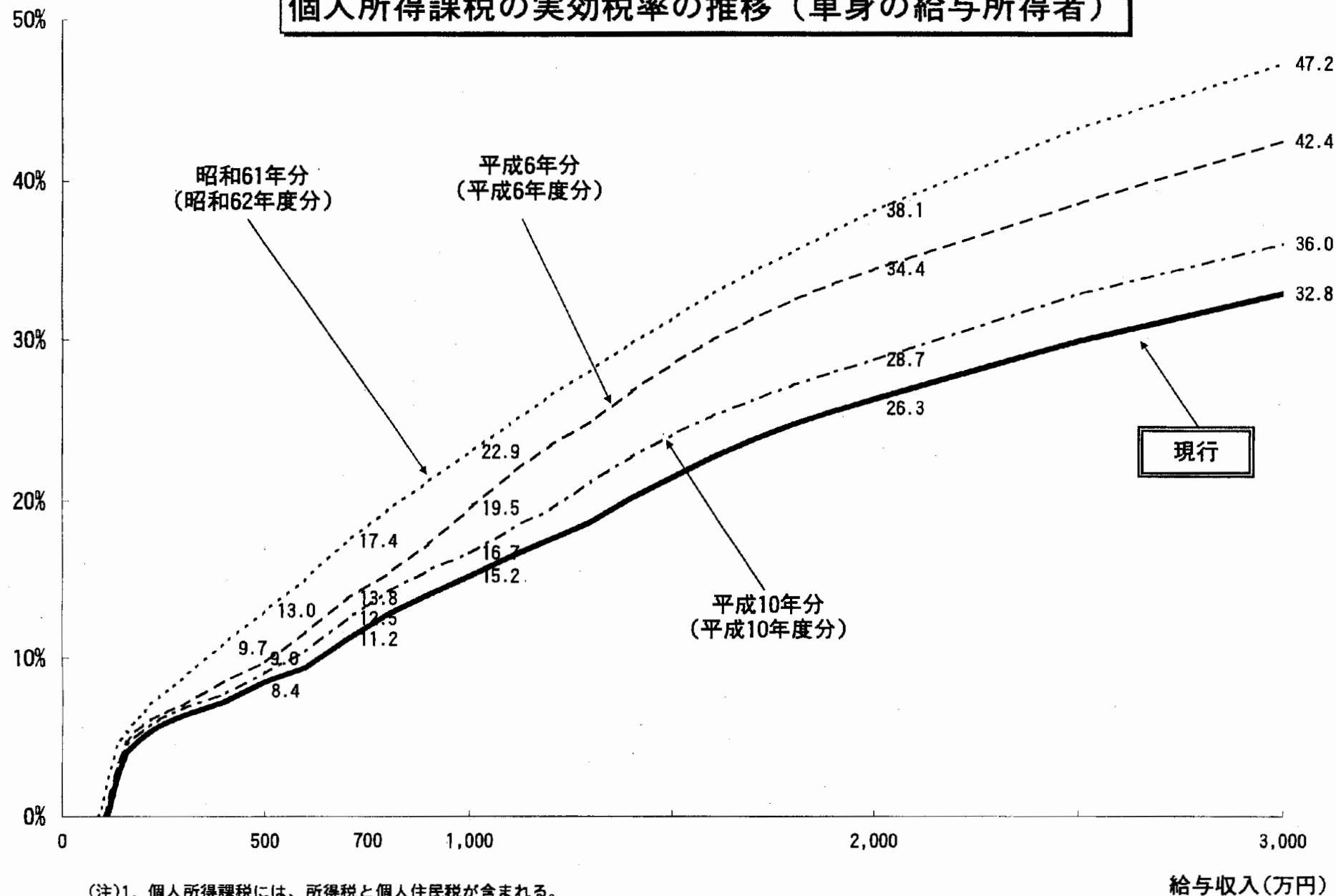


個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）



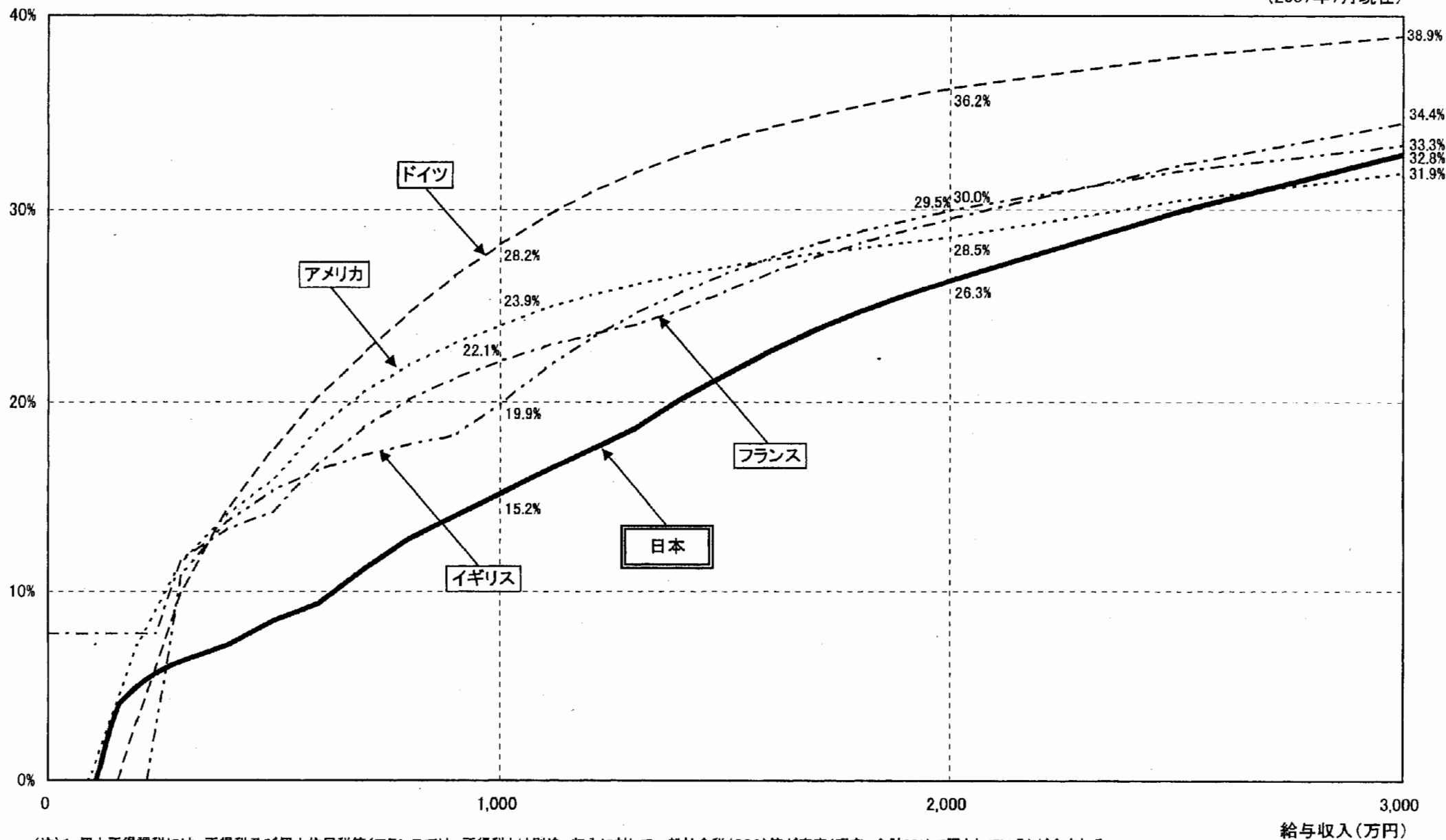
- (注)1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

未定稿

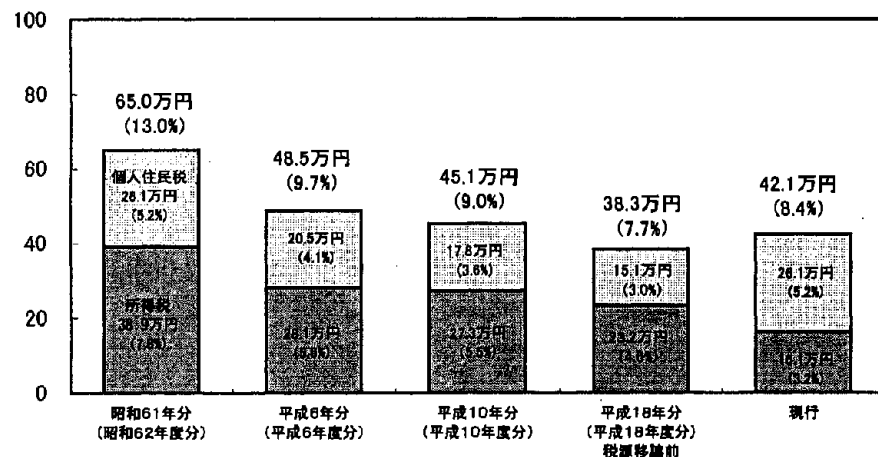
(2007年7月現在)



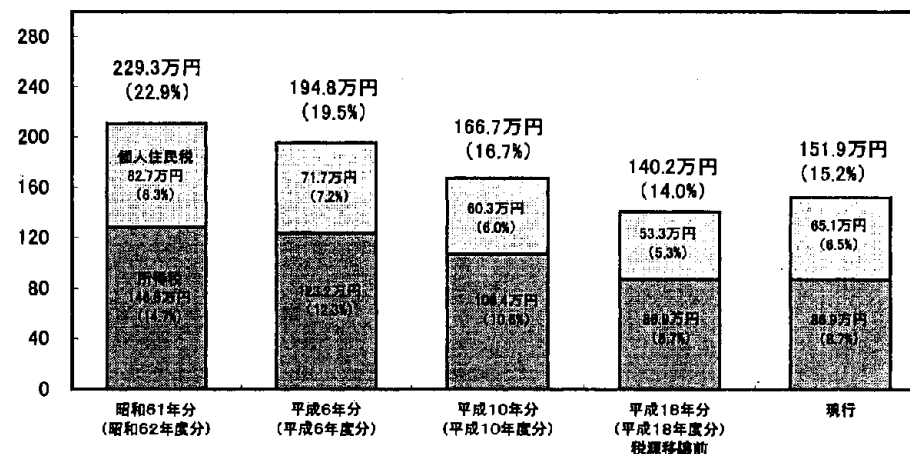
- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=117円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の負担額及び実効税率 (単身の給与所得者)

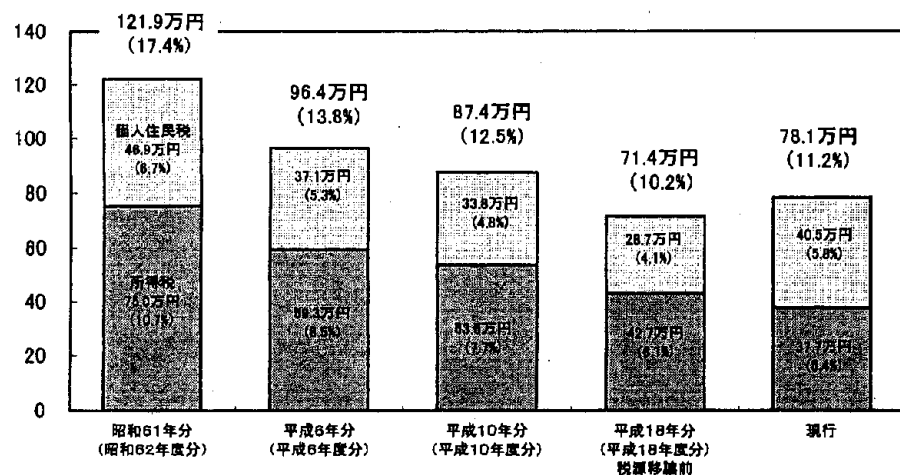
○ 給与収入500万円



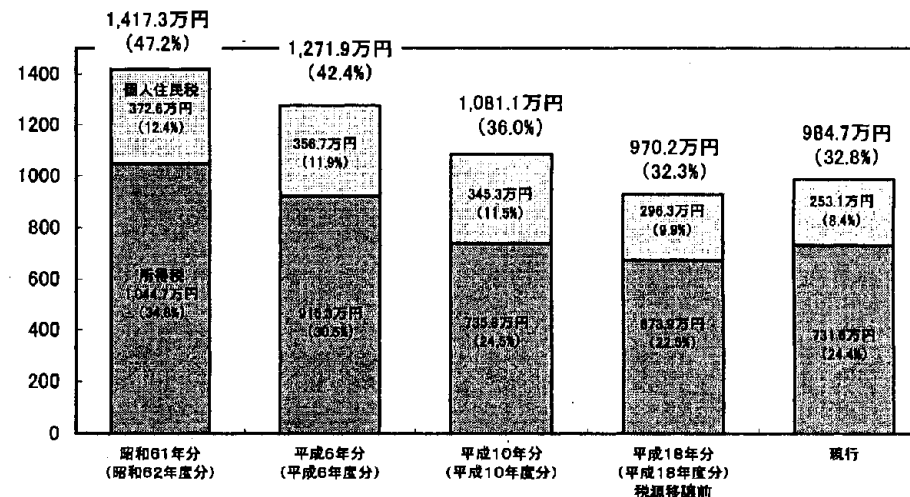
○ 給与収入1,000万円



○ 給与収入700万円

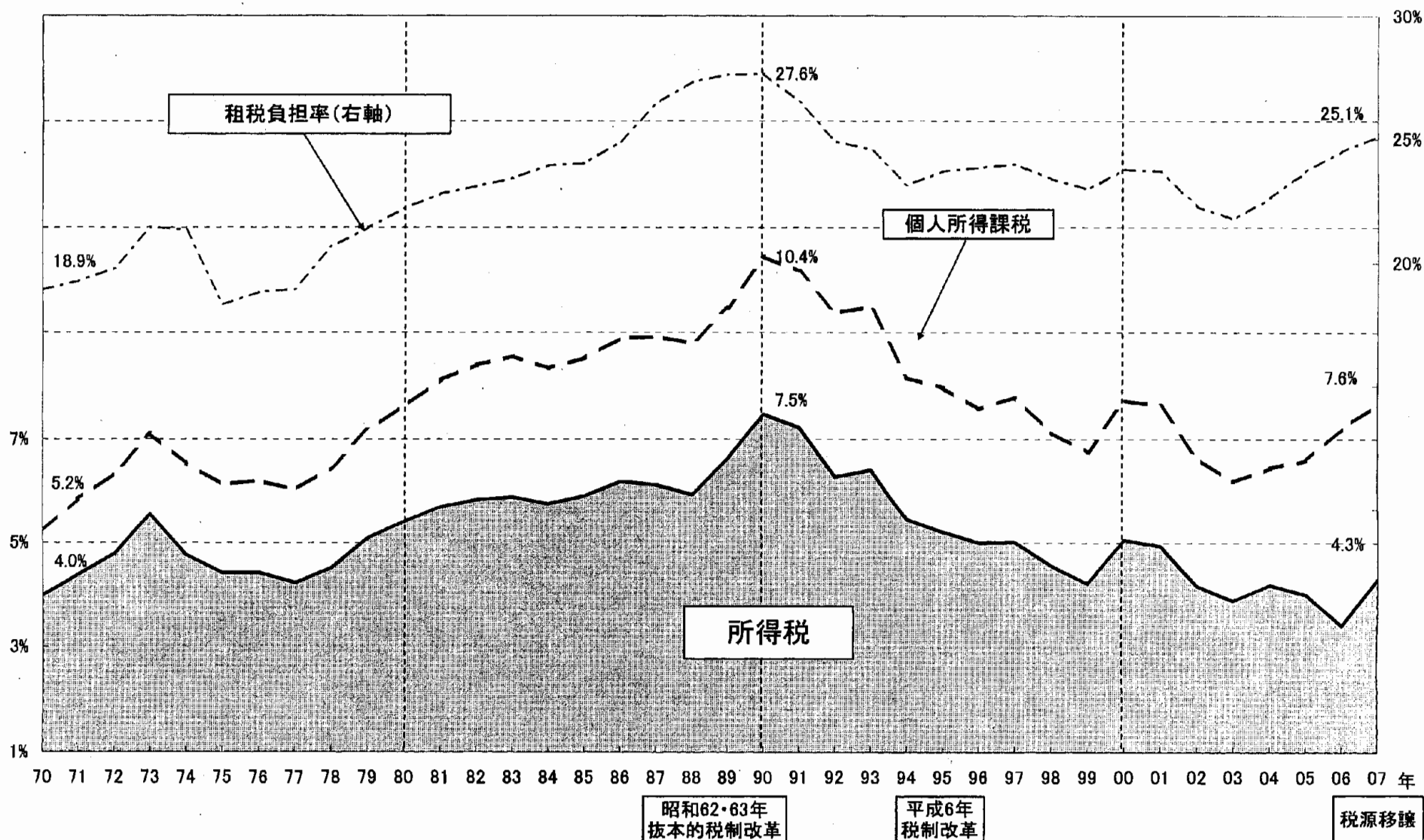


○ 給与収入3,000万円



- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. () 書きは実効税率である。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の負担額及び実効税率である。

所得税の負担率の推移(対国民所得比)



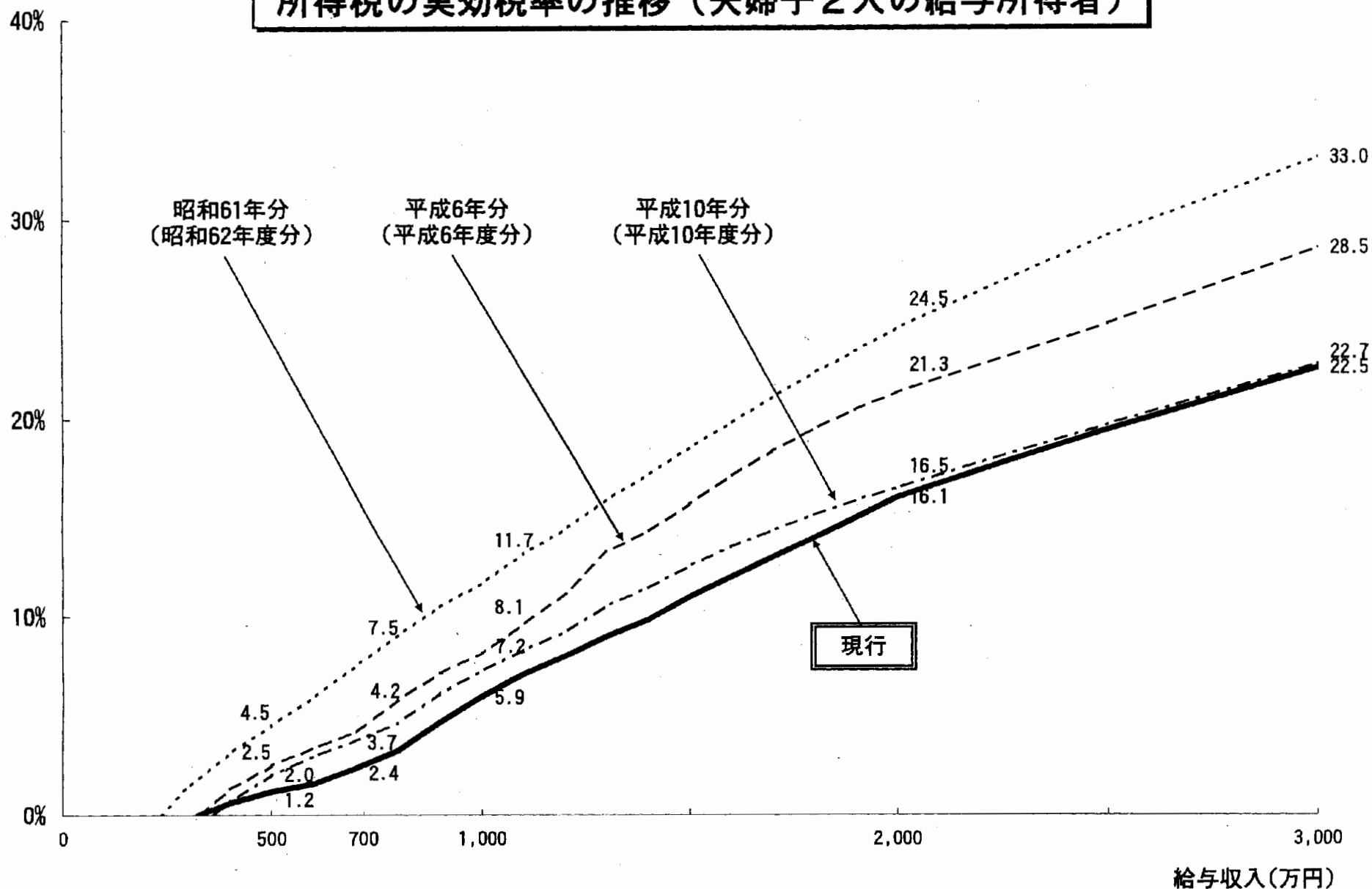
(注) 1. 2005年度までは実績、2006年度は実績見込み、2007年度は当初見込である。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4. 16(2004)年度より18(2006)年度までの所得税は、所得譲与税を除いたものである(所得譲与税: 16(2004)年度0.4兆円、17(2005)年度1.1兆円、18(2006)年度3.0兆円)。

所得税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）

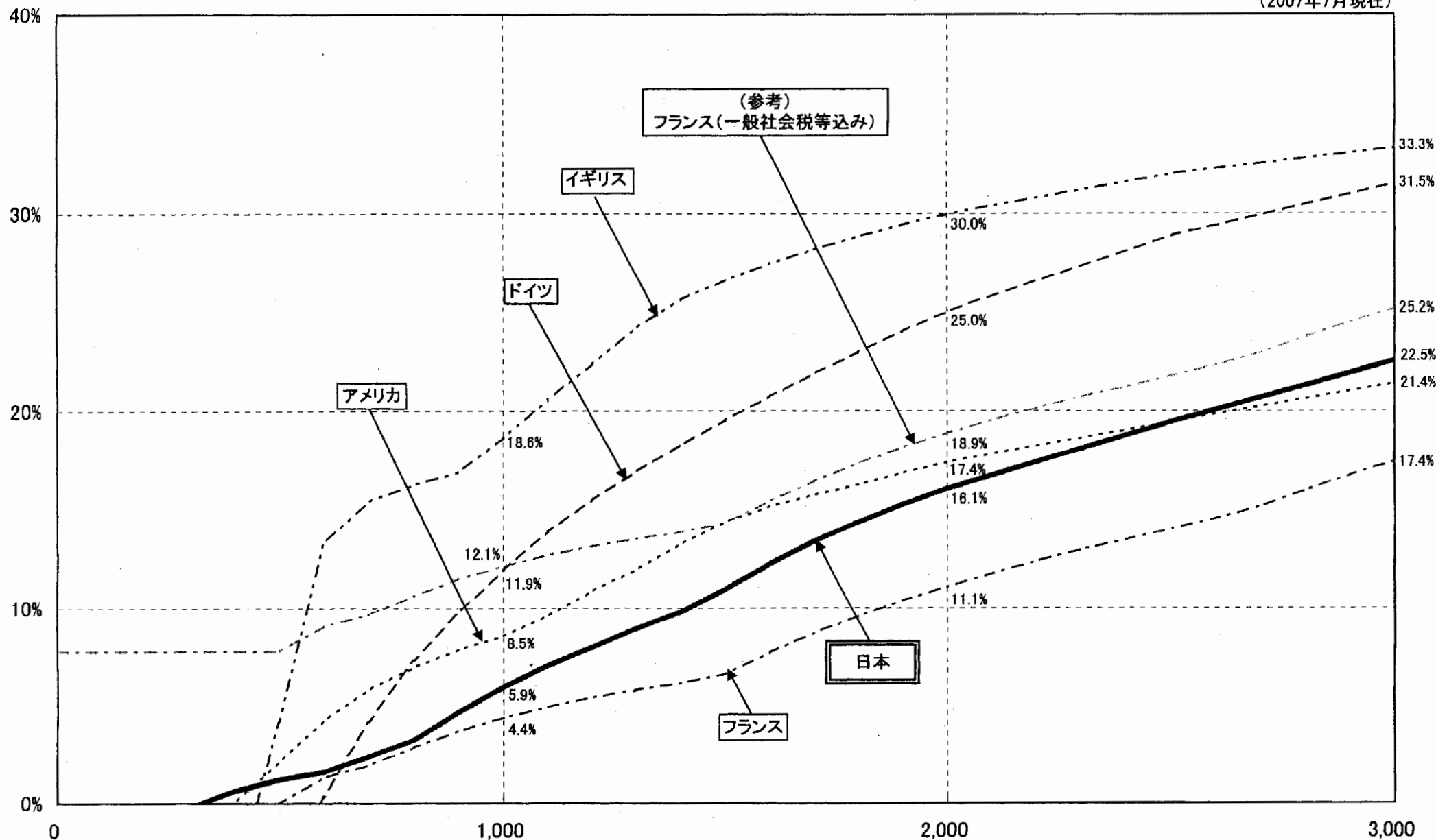


- (注)1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

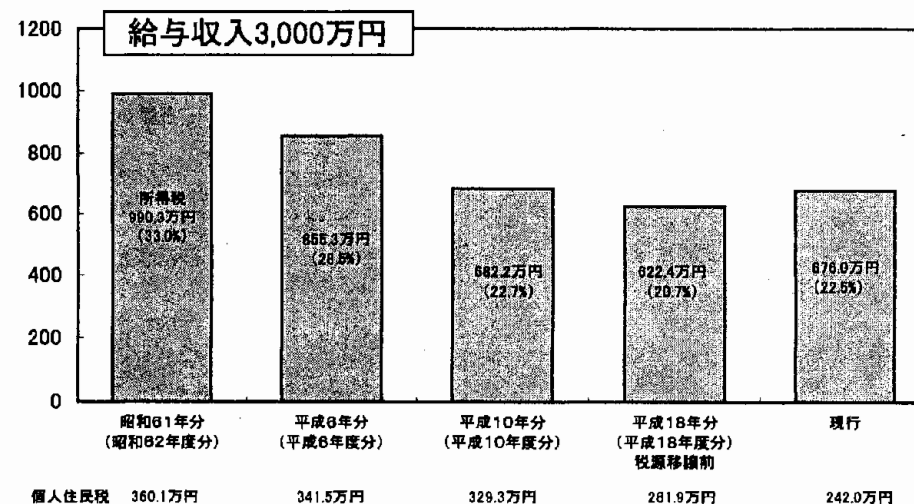
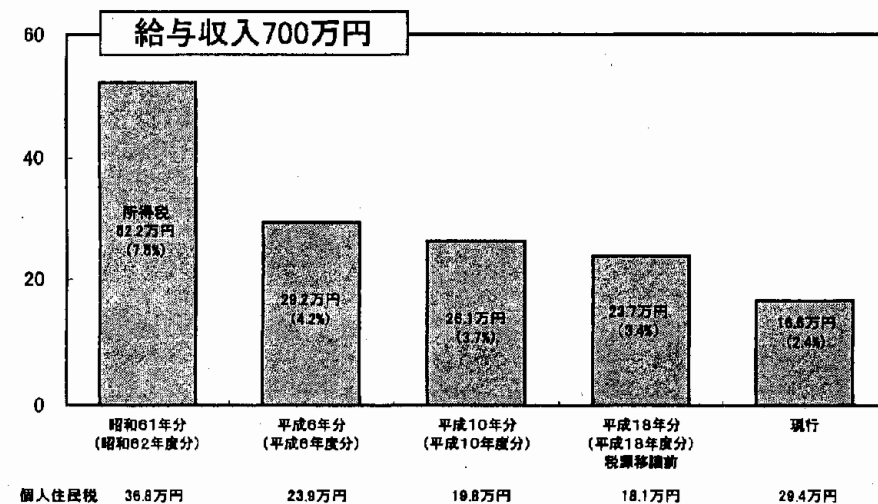
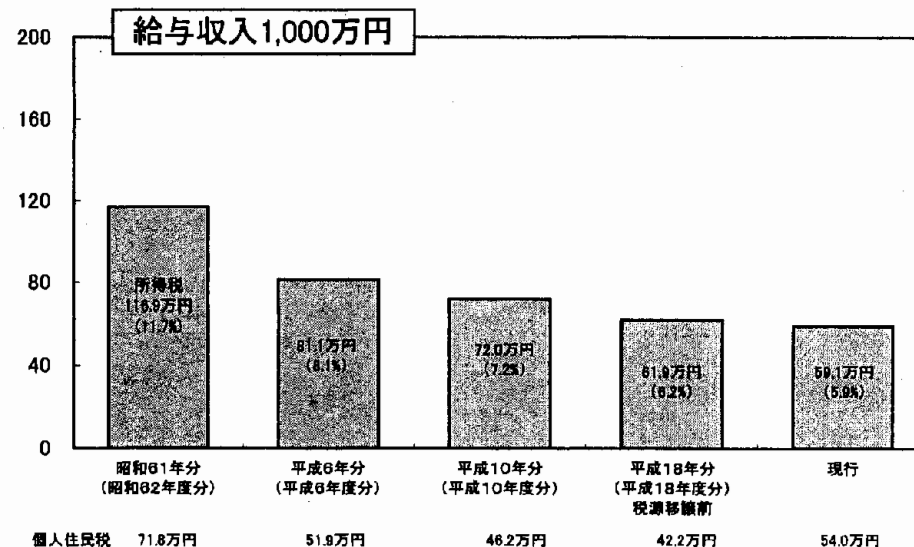
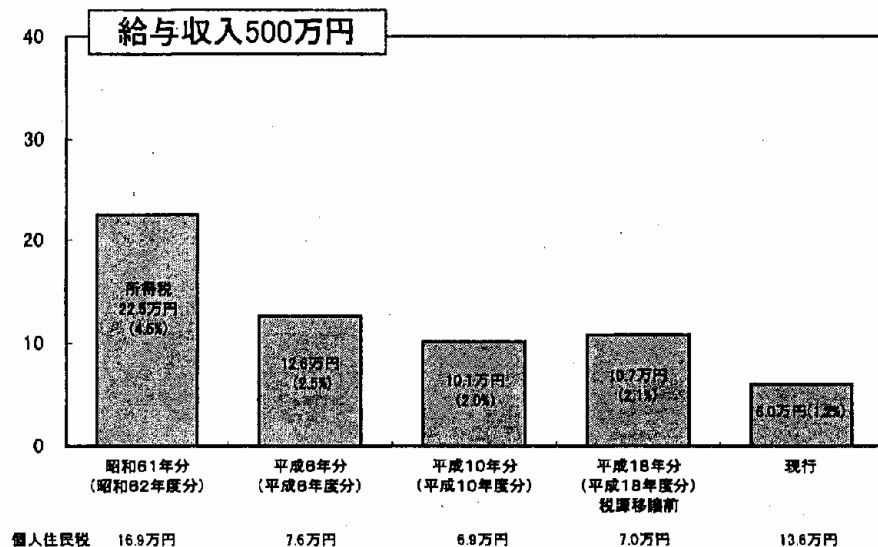
未定稿

(2007年7月現在)



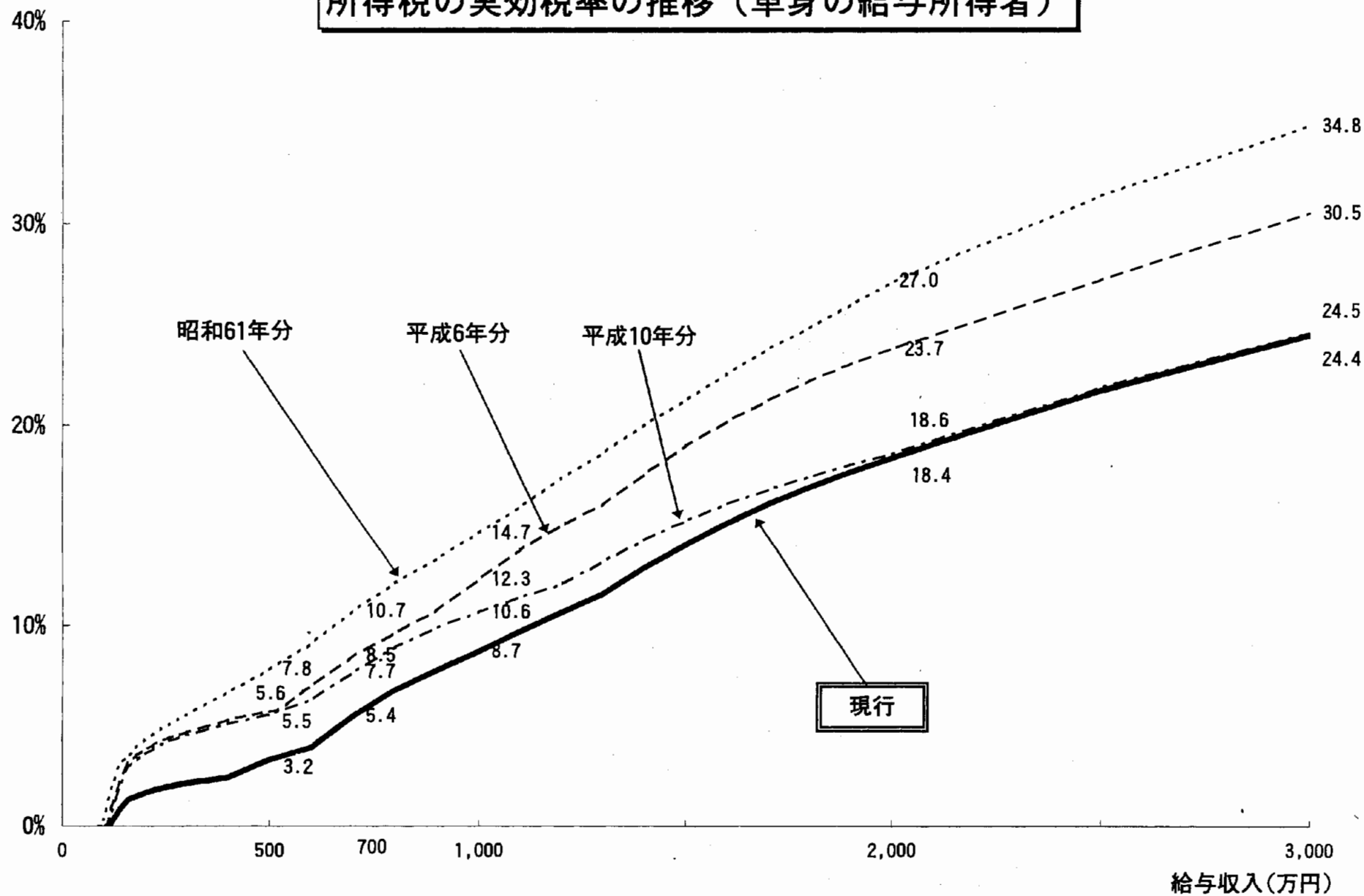
- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 2. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 3. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 4. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年5月までの間における実勢相場の平均値)。
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税の負担額及び実効税率 (夫婦子2人の給与所得者)



- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 3. () 書きは実効税率である。
 4. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の負担額及び実効税率である。

所得税の実効税率の推移（単身の給与所得者）

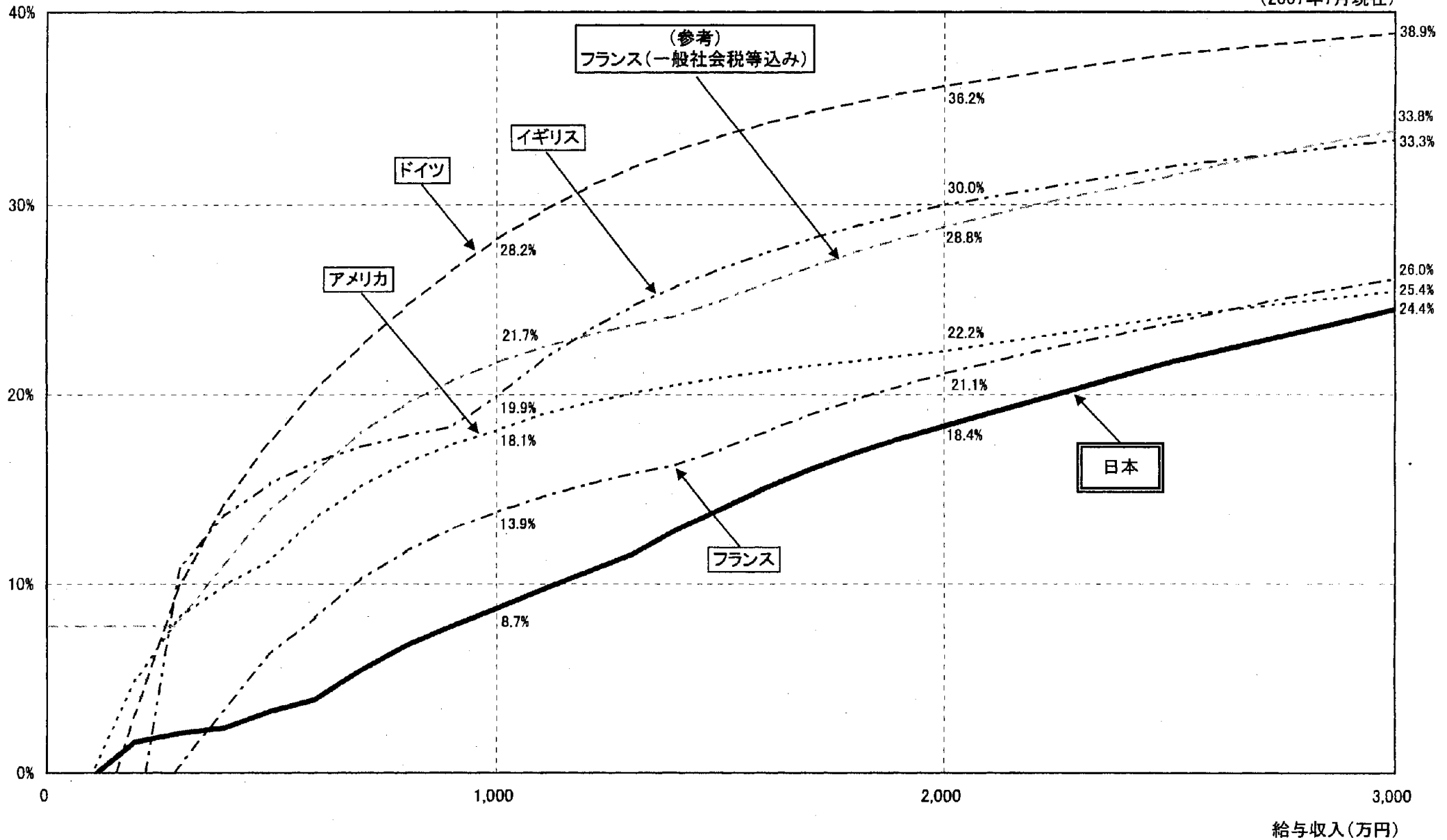


- (注) 1. 平成6年分及び平成10年分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

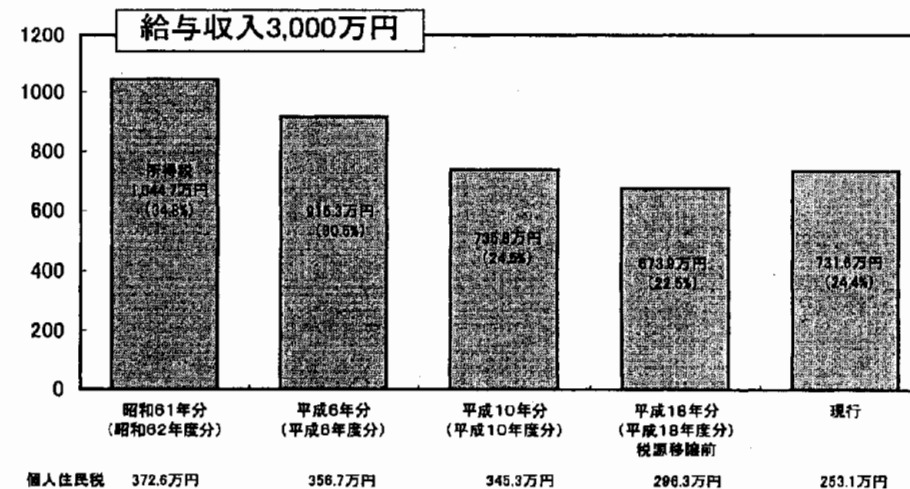
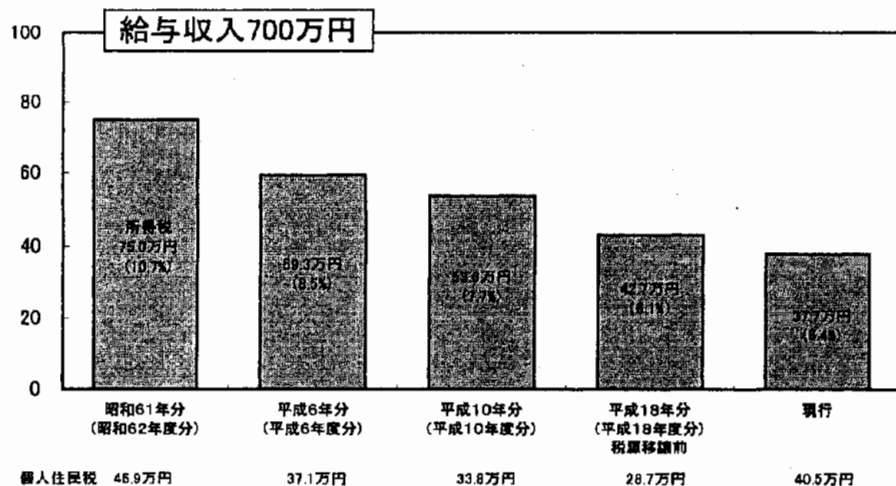
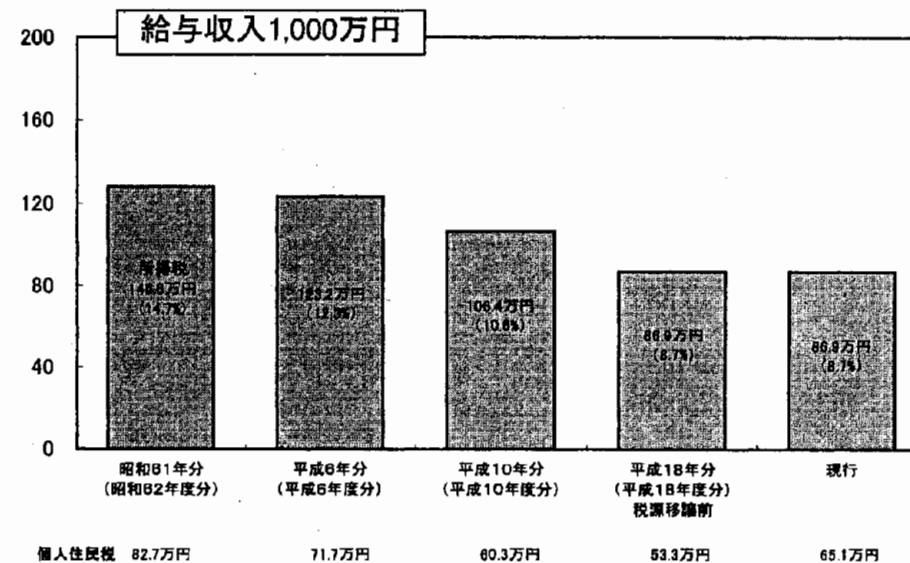
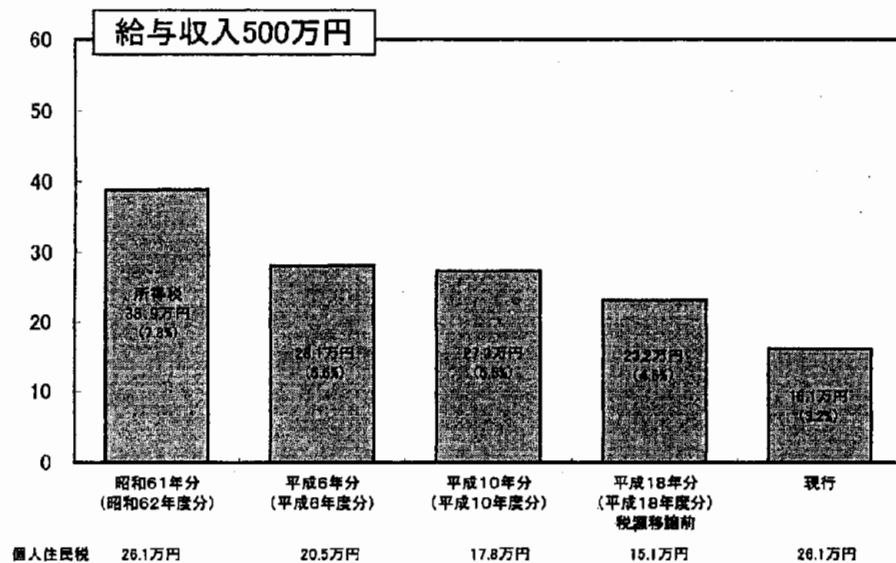
未定稿

(2007年7月現在)



- (注) 1. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 2. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(OSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 3. 邦貨換算レート: 1ドル=119円、1ポンド=234円、1ユーロ=158円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)12月から平成19年(2007年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 4. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税の負担額及び実効税率 (単身の給与所得者)



- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. () 書きは実効税率である。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の負担額及び実効税率である。